

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	環境部 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 3 年 11 月 19 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担 当	環境部 環境政策課 (内3426)

指摘事項	措 置 状 況
<p>1 未収金の回収について ア し尿処理手数料の収入未済額は、令和2年度末で821,722円である。令和3年8月末現在では、過年度未収金が657,432円である。 今後とも、過年度未収金の早期回収に努めることはもとより、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するよう努力されたい。</p>	<p>過年度及び現年度の未収金の早期回収を図るため、専門の衛生手数料収納職員(パートタイム会計年度任用職員)による未納者宅への訪問催告並びに職員による夜間電話催告及び文書催告を引き続き行い、未収金の回収に努めている。</p>
<p>イ 産業廃棄物不法投棄弁償金の収入未済額は、令和2年度末で6,999,273,554円である。令和3年8月末現在では、過年度未収金が6,998,823,554円である。 未収金の回収に努められたい。</p>	<p>産業廃棄物不法投棄弁償金のうち、行政代執行に係る費用については、調査により判明した債務者が保有する債権を差し押さえ、費用を回収している。 現在、調査により判明している債務者の換価可能な不動産等は差し押さえしているが、今後も滞納者の財産調査を継続し、一層の費用回収に努めていく。</p>
<p>2 適正な財務会計事務の執行について 岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。 しかしながら、環境施設課、産業廃棄物指導課、環境一課、環境二課、低炭素・資源循環課、環境保全課、東部クリーンセンター、掛洞プラント及び寺田プラントでは、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあつた。 今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>物品の納入があつた場合は、物品取扱員が検収することを周知徹底した。また、今年度は、各所属ごとに必要な職員を任命した。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	環境部 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 3 年 11 月 19 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担当	環境部 環境政策課 (内3426)

指摘事項	措置状況
<p>3 交通事故の防止について 令和2年4月から令和3年8月までの間に、公用車の後退時における事故が3件発生した。そのうち2件は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車及び誘導をしていなかった。 後退時の安全確認の励行については、令和元年度の定期監査においても同様の指摘をしており、確実に対応されたい。</p>	<p>「公用車の後退時は、同乗者が誘導すること」を全職員に徹底し、朝礼等でも随時啓発している。また、警察OBによる研修などにより交通事故防止対策を行っている。</p>